

あわらし規則第9号

あわらし犯罪被害者等見舞金支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、あわらし犯罪被害者等支援条例(令和8年あわらし条例第3号)第7条の規定に基づき、犯罪被害者等に対して行う見舞金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。ただし、警察等の関係機関への照会等により、市長が当該行為の事実を確認することができるものに限る。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による生命又は身体に対する被害をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその親族又は遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、その療養期間が1月以上で、かつ、3日以上入院を要する(当該疾病が精神疾患である場合にあっては、療養期間が1月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度であるもの)と医師が診断したものをいう。

(支給対象者)

第3条 見舞金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族(次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。以下同じ。)
- (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者

2 支給対象者は、犯罪行為が行われた時において市内に住所を有し、かつ、見舞金の申請時において市内に住所を有する者とする。ただし、支給対象者がやむを得ない理由により住所を移転せずに市内に居住している場合は、市内に居住していることを客観的に確認できる書類の提出により市内に住所を有する者とみなすことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者の死亡の当時に胎児であった子が出生した場合の前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の収入によって生計を維持していた場合にあつては同項第2号の子と、その他の場合にあつては同項第3号の子とみなす。
 - 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先順位とし、実父母を後順位とする。
 - 4 第1順位遺族となる者が複数あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を代表者として定めなければならない。
 - 5 第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金を申請することができない。
 - 6 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

(見舞金の額)

第5条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
 - (2) 重傷病見舞金 10万円
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が当該支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合における遺族見舞金の額は、同号に定める額から同項第2号に定める額を減じて得た額とする。

(支給の制限)

第6条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金を支給しない。

- (1) 犯罪被害者等が、当該犯罪被害につき、他の地方公共団体から見舞金と同種の支給を受けているとき。
- (2) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は支給対象者と加害者との間に、次のいずれかに該当する親族関係があつたとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者で見舞金を受給する立場にある場合又は犯罪被害者が18歳未満であつた第1順位遺族(2人以上いる場合はいずれかの者)を監護していた場合は、この限りでない。
 - ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。)

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 3親等内の親族

- (3) 犯罪被害者又は支給対象者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為につき、犯罪被害者又は支給対象者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
 - (4) 犯罪被害者又は支給対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であったとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがある場合等、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。
- （支給の申請）

第7条 見舞金の支給を受けようとする者は、あわら市犯罪被害者等見舞金支給申請書（様式第1号）に別表に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

2 支給対象者が犯罪被害によって見舞金の申請をすることが困難な状態であると市長が認めるとき、又は支給対象者が未成年者若しくは負傷、疾病等により見舞金の申請をすることが困難であると市長が認めるときは、当該支給対象者の親族が代理として申請し、支給を受けることができる。

3 第4条の規定は、前項の規定により見舞金の支給を受けることができる親族について準用する。

（申請の期限）

第8条 見舞金の支給の申請は、犯罪行為による死亡又は重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪行為による死亡又は重傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が当該支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合における遺族見舞金の支給の申請期限は、犯罪被害者が死亡した日から2年を経過したときとする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により当該期限を経過する前に当該申請をすることができなかつたときは、その理由がなくなった日から6月以内に限り、当該申請をすることができる。

（支給の決定）

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定し、あわら市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第2

号) 又はあわら市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書(様式第3号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(支給のための措置)

第10条 市長は、前条の決定を行うために必要があると認めるときは、支給対象者その他の関係人に対して、報告をさせ、若しくは文書その他の物件を提出させ、又はあわら市犯罪被害者等見舞金支給に係る照会書(様式第4号)により警察等の関係機関に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(見舞金の請求)

第11条 第9条の規定により支給の決定を受けた者(次条において「支給決定者」という。)は、あわら市犯罪被害者等見舞金支給請求書(様式第5号)により、市長に当該見舞金の支給を請求するものとする。

(支給決定の取消し)

第12条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、第9条の規定による支給の決定を取り消すことができる。

(1) 第7条各号のいずれかに該当していると判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと市長が認めるとき。

2 前項の規定により取消しを行った場合は、市長は、あわら市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書(様式第6号)により、当該支給決定者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に見舞金が支給されているときは、当該見舞金の支給を受けた者に対し、期限を定めて当該見舞金を返還させるものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為による被害について適用する。

別表(第7条関係)

区分	申請書に添付すべき書類
遺族見舞金	(1) 支給対象者となる第1順位遺族が、当該犯罪行為が行われた時に市内に住所を有する者であったことを証明する書類 (2) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類 (3) 犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書 (4) 支給対象者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を確認できる書類 (5) その他市長が必要と認める書類
重傷病見舞金	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪行為が行われた時に市内に住所を有する者であったことを証明する書類

- | |
|---|
| <p>(2) 負傷又は疾病の状態、療養に係る日数及び入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書</p> <p>(3) その他市長が必要と求める書類</p> |
|---|